

差別の問題と正面から向き合うために

図書『原爆と差別』問題から学ぶこと

——「図書館の自由」を通して考える——

西河内靖泰

1. はじめに

私の母親は広島で被爆した。私は被爆二世ということになる。大学生の時代から、被爆二世の立場から運動に関わっていた。それなりに運動に関わってきたが、家庭の事情や体調のこともあって、原水禁運動や被爆者・被爆二世運動との関わりが薄くなっていたころに、「原爆」と「差別」と「図書館」という、その後ずっと関わり続けることとなった運命の「事件」と出会う。

ところで、私が図書館の世界に来たのは、昭和が終わるころになる。一九七六年四月に大学を卒業して東京の荒川区役所職員になり、国民年金課に配属され、保健所を経て、私が図書館員になったのは、もう年度も終わりがけの一九八八年（昭和六三年）一月四日のことだった。異動先は日暮里図書館、JR三河島駅の近くにあり、係長級の人が亡くなって、その欠員補充のための異動であった。

職場として図書館はこの時が初めてであるが、私の図書館業界との関わりは、この前年に東京で開かれた全国図書館大会であった。『原爆と差別』という本に関わる事件のことで、図らずも以後関わることになった「図書館の自由」の問題がきっかけであった。

事件は、広島の被爆者である、新聞記者が書いた『原爆と差別』という本のなかで、被差別部落問題に関わる「差別用語」が使われているということで、解放運動団体から抗議を受けることになった問題であった。新聞の連載記事をまとめたものだが、連載時の記事では使われていなかったのに、単行本では「差別用語」が書かれていた。この本を、日本図書館協会（以下、日図協）が選定図書にしていたため、日図協も運動団体の抗議を受けることになる。

その本では、被爆二世の発言として「差別用語」が使われていた。その発言者として書かれていた人物は、私の友人だったが、普段からの彼がしてきた運動と主張からは、そういう発言は絶対にありえ

ないはずであり、私はその話を聞いたとき著しく違和感があった。私はその事件を知ったのは、図書館でたまたま読んだ図書館関係の雑誌だった。そこで問題になった本を読み、事件そのものに興味をもつて、当時編集スタッフをしていた自治体問題関係の機関誌の取材として、全国図書館大会に参加した。

その時に、この問題に関連する図書館関係者の集会があることを知り参加し、そこで主催者である図書館問題研究会（以下、図問研）委員長の松岡要さんに直接話を聞いた。松岡さんは、「出された本は自分たちと立場も違うし、問題のある部分も多くよい出来の本ではないが、「差別用語」が使われているとして、廃棄を求めているのは間違っている。いったん世の中に出たものを覆い隠そうとするのはおかしい」と言われた。その言葉に感銘を受けた。私は、それまで差別の問題に関心を持つてきたが、いわゆる「差別語狩り」「問題用語言い換え」などには、疑問を持つていた。「差別」は、言葉を言い換えることで決してなくなるわけではなく、現実には、より陰湿化し拡散していく。隠したところで、「差別」はなくなるらないと実感していたから、松岡さんの言葉に深く感じたことを思い出す。

それから、三か月後、私は図書館に異動した。なにか因縁めいたものを感じたが、ここから私の図書館員としてのライフワークとなった「図書館の自由」との関わりが始まる。図書館員になって、その後日図協の図書館の自由委員会（現・委員長）や図問研の自由委員会（元・委員長）などに三〇年近く関わっている。

その関わりの歴史を、二〇一四年八月二日〜三日に名古屋大学で開催された第四五回原爆文学研究会で、私は「図書館の自由をめくつて〜『原爆と差別』事件から「はだしのゲン」「アンネの日

記」問題まで〜」と題した講話のなかで語った。この時の内容を『原爆文学研究』に寄稿することをすすめられたが、その時は滋賀県の町立図書館長を辞し、九月から広島女子大の教員となることもあつて余裕がないことや、『原爆文学研究』に「図書館の自由」を中心とした論考が相応しいか自分でも自信がなかったので、お断りした。その後、私自身の「原爆」の問題との関わりや「原爆と差別」の問題について、ここ何年か大学での講座や自治体の人権研修で語つてきた。『原爆文学研究』が二〇号で研究会の第一期の区切りで刊行されることから、「図書館の自由」問題を踏まえたうえで、きちんと書いておくことが大切だと思い、本稿を書かせていただくこととした。ただし、研究会のときにお話しした内容の全体ではなく、私が「図書館の自由」の問題に関わるきつかけとなった『原爆と差別』事件について、お話ししていきたい。

2. 「図書館の自由」とは何？

「図書館の自由」は「知る権利」という「人権」を保障するもの〜

皆さんは、図書館をどんなところだと理解しているだろうか。いろいろな姿が思い浮かぶだろうが、元図書館員である私が常に話してきたことは、簡単にまとめれば、「様々な図書その他の資料を収集して、提供するのが図書館という存在」であるということだ。人びとが、誰でも、自らが必要とする資料を手にすることができて、自由に活用できることを使命とするのが、図書館である。民主主義を支えるために大切な基盤としての、市民の基本的人権のひとつである

「知る自由（知る権利）」というものにとつて、図書館というものは欠かせない条件なのである。図書館とは、基本的人権である「知る権利」や「学ぶ権利」を保障するために、無料で「資料」と「情報」を提供する「教育機関」であり、「人権保障機関」なのだ。図書館では、この「知る自由（知る権利）」を保障するために、自らの立場を支える理念として、「図書館の自由」という原則を掲げている。

この原則は、一九五四年に全国図書館大会で採択され、七九年に改訂された『図書館の自由に関する宣言』（以下、『自由宣言』）で、明らかにされている。

『自由宣言』では、主文で次のとおり、図書館の立場を示している。

「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もつとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

第3 図書館は利用者の秘密を守る。

第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。」

（日本図書館協会HP参照。HPでは七九年改訂の時に採択された副文も読むことができる。）

「図書館の自由」というと、よく誤解されがちだが、「図書館が何でも自由勝手にやっている」ということではない。市民の「知る自由（知る権利）」を保障するために、図書館が守るべき「義務」というのが、「図書館の自由」の位置づけである。『自由宣言』は、図書館がその使命を果たすために、図書館活動に対する不当な干渉を排除し、団結して守り抜こうという図書館自身の決意表明であった。『自由宣言』採択から、今年（二〇二一年）で六七年となる。全国ほとんどの図書館でも、日本図書館協会が作成した『自由宣言』のポスターを掲げている。ライトノベル作家であった有川浩は、いささか「カッコイイ」「勇壮な」「自由宣言」に触発されて、あの『図書館戦争』シリーズを生み出している。だが、その決意表明にも関わらず、「図書館の自由」に関する様々な事件や問題は、『自由宣言』制定以降も絶えることはなかった。

こうした事件や問題はなぜ起こるのだろうか。それを、私たちは「図書館というものの存在」する意義が、十分に理解されていないことに起因すると考えている。図書館は、「良書」を普及する（誰かの「正義」を宣伝する）機関ではない。図書館は、人間が生み出した過去の知的生産物（人の思想や考え方、もの見方などの、あらゆる立場を示し反映するもの）を集めて、現在や未来の読者に提供することにある。図書館の本質的機能、すなわち最も基本的な図書館サービスは、読者（利用者）に対する「資料提供」である。なぜ、それが基本的なのかといえは、図書館の存在意義とは、「あらゆる人びとに学習する権利・知る権利を保障する」ことにあるからで、「情報提供」という仕事を通じて、図書館は人びとの「人権」を「保障」しているのである。とすれば、図書館が保有する「資

料」への攻撃がどんな意味を持つかを考えてほしい。

図書館が「人権保障機関」として意識され位置づけられるなら、そこへの「圧力」や「介入」などは、まぎれもない「人権侵害」ではないだろうか。図書館が掲げている「図書館の自由」とは、「人権保障」のためのものなのであることを、理解してほしいのである。

3. 図書館への圧力は、なぜ？

「蔵書の『貸出・閲覧制限』や『廃棄要求』という『受難』」

「差別的だ」とか「問題がある」と指摘を受けたり抗議されたりして、回収・絶版となってしまう図書・雑誌などは少なくない。大きく世間的に話題になったものもある。そうしたもののなかには、図書館に対して、指摘された図書や雑誌などの回収依頼や貸出（閲覧）の停止、蔵書からの廃棄要求などの要請がされることがある。

それどころか、図書館自らがそうした行為を率先して実行する事例もあった。

『自由宣言』には「図書館は資料収集の自由を有する。」「図書館は資料提供の自由を有する。」とある。図書館の立場は、はつきりしている。なのに、図書館は、たびたび「貸出・閲覧制限」や「廃棄要求」などを受ける。それは、なぜだろうか。

私が、この問題を話す時は、次のように指摘し、同時に図書館の立場を説明している。

① 図書館の役割・機能への誤解がある。公共図書館の本当の役割が

理解されていない。

「図書館は、人類の知的生産物を収集・整理・保存し、現在と未来の読者に提供するところ」である。そして、その知的生産物は、「良いもの」（誇りうるもの）、「悪いもの」（恥じるもの）を問わない。評価は時代によつて変化し、資料がなくなつてしまえば、事実を確認するすべがなくなる。

② 「本は、多様で対立する考えを表現したものである」ことが理解されていない。

「図書館が収集し提供する資料は多様でなければならない」
「一〇〇の正義には、二〇〇の（相対的な）正義の主張（資料）がある」のが、図書館の立場である。

③ 左右を問わず、言論・表現者たちの多くは、自分たちの言論・表現を絶対視し、互いに相手の言論・表現自体の存在を否定する。

自分たちの意に沿った本を「良書」とし、意に沿わないものを「悪書」と決めつける。

④ 図書館を「良書普及機関」（正確に言うと、権力者の「一方的イデオロギー宣伝機関」にしたいのか）と思込んでいる方が多い。
「悪書も置いて提供するのが図書館」という考え方が理解されない。

⑤ ところで「悪書」って何？

かつては、マンガというジャンルそのものが「悪書」とされた。また、今は図書館で、子どもたちの圧倒的な支持を受けている、やなせたかしの「アンパンマン」も、那須正幹の「ズッコケ三人組」も、原ゆたかの「かいけつゾロリ」などの本も、「悪書」と

されたのだった。これらの本は、〃図書館におくべきではない〃と公然に言われていたのだ。

⑥図書館員にとってはどんな本もただの〃資料〃でしかない。

どんな考え方のものも図書館員という立場では〃支持〃も〃否定〃もしない。仮に、〃図書館を非難し、自分たちの存在を否定するもの〃であったとしても、それは〃資料として同じ扱い〃をする。

図書館にこうしたことをしている側は、自らの行なった行動が、〃人権〃を守るためのものだと思っているようだが、はたしてそうであろうか。私には、どうしても違和感が拭えない。

仮に、その図書や雑誌が、本当にひどく〃差別的〃で〃問題のある〃ものだとしても、それを図書館からも〃失くして〃しまつて、初めからその資料が〃無かつた〃ようにするのはいいまいか。どうなるのだろうか。そのことは、〃差別〃の事実を示す原資料そのものを、全く人びとの眼に触れさせないようにすることなのだ。それは（最初から意図しているとは思わないが）、結果として差別そのものを隠蔽するという同じことになってしまうのではないか。

それでは、結局のところ、人びとの差別問題と正面から立ち向かうことに回避の姿勢を生み出しかねない。その資料は、言ってみれば具体的な差別の事実を示しているものではないか。それが無くなつたら、後で事実を確認しようとしたとき、確認できる対象物が存在しない。回収・絶版にされた資料は、通常の流通市場でもはや購入することはできない。とすれば、どこかで確実に保存しておかないと、例えば、反差別・人権擁護の立場で活動している研究者や運動家が必要な時に問題資料に当たることができない、原資料

を確認するべきがないという事態が生じかねない。

図書館が収集・保存という自らの役割を放棄してしまえば、その結果、その事件や問題について、何らかの検証や判断をするための原資料はもはやどこにも存在せずに、いつたい何が〃問題だった〃のか〃差別である〃のかが、全くわからなくなってしまうのではないか。その結果、〃差別〃という問題について検証し、率直に議論する機会が失われてしまう。

だからこそ、提供に際しての一定の条件づけはあるにしても、仮に〃問題〃があつたり、〃差別的だ〃と指摘を受けた資料は、むしろ図書館でこそ保存し続けなければならないものなのである。それが、〃知る権利〃・〃学ぶ権利〃を保障する図書館の使命だろう。

4. 資料が「抹殺」されたらどうなるのか

↳ 図書「原爆と差別」事件からの教訓

それなのに、資料を抹殺してしまつたらいいまいか。どうなるのだろうか。そのことを、私が図書館の自由の問題に取り組むきっかけになった『原爆と差別』事件からみていきたい。

二〇〇〇年の原水禁国民会議の原水禁世界大会のことだ。私は、所属した職員組合の動員で久方ぶりに参加した。体調を崩してしばらく仕事を休んでから、運動の第一線からは身を引いたが、原水禁運動や被爆二世運動に取り組んでいた頃は、当事者の立場から〃被爆者や被爆二世に対する差別〃の問題について積極的に提起してきた。以前は、原水禁世界大会でもそれなりの議論はあつた。でも、その年の大会の基調や資料には、そうした問題は一切触れら

れていなかったのだった。

原爆被爆者や被爆二世に対する差別がなくなったというのならわかるが、現実には差別はなくなるどころか被爆三世（四世）にまで「差別」は拡大し陰湿化してきている。この風景をどう理解すればいいのだろうか。原爆被爆者や被爆二世・三世に対する差別の問題をあえてとりあげようとしなくなったのはなぜだろうか。そのとき、疑問に思った私は大会関係者に聞いて回ったが、誰ひとりとして答えようとはしてくれなかった。その理由について、私としては、ここであえて指摘しておきたい。それが全ての理由であるとはいわないまでも、主な原因はこれから検証する『原爆と差別』事件にあると断言していいと思っている。

（1）図書『原爆と差別』事件と事件の概要

一九八六年七月、朝日新聞社から広島市の原爆被爆者である同社の記者が書いた『原爆と差別』という本が出版される。同書の記述のなかで、部落問題にかかわる「差別用語」が使われていると問題になり、運動団体から出版元へ抗議が出され、書店や図書館から回収の要求が出される。

著者は中条一雄氏、元朝日新聞編集委員で、スポーツ評論家。一九二六年生まれ。旧制広島高等学校二年生のとき、爆心地から一・八キロで被爆した。運動部記者として活躍、元サッカー選手でサッカー記者として知られる。八六年五月末、新聞社退職。同書は、八五年八月三日から二七日にかけて、朝日新聞紙上での連載記事（各地方紙欄に掲載）をまとめたものである。

さらに、同書は、日図協の選定図書であったことから、部落解放同盟（以下、解放同盟）広島県連や広島県公共図書館協会、広島県内の図書館、教育委員会、高校、高知県立図書館、岐阜県立図書館などから、日図協の責任を迫及する問い合わせや抗議が日図協に寄せられる。解放同盟の抗議申し入れなどは別にして、図書館関係団体からこの種の問題に関しての抗議や申し入れはきわめて異例のことであった。また、運動団体の働きかけにより、多数の図書館が発行元の朝日新聞社に抗議文を送っているのも前例のないことであった。

この事件については、運動団体と著者とはきちんと話し合いができないまま、同書は改訂版がでたあと絶版になった。結局、事件そのものについては、何の解決もせずにウヤムヤなままに今日に至っている。

この問題が『原爆と差別』事件であるが、経過と概要についてくわしく触れておきたい。ここでは、日図協の図書館の自由に関する調査委員会がまとめた『図書館と自由第一四集 図書館の自由に関する事例三三選』（以下、『事例三三選』）での記事から、たどってみたい。

『原爆と差別』は一九八五年八月朝日新聞の特集記事として連載されたことから始まる。この連載では、指摘されている差別的表現は使われていなかった。ここでは、「もちろん二世の健康問題も大切ですが、差別が同和のようになっても困ります」といった表現になっている。おなじところが広島版では「もちろん二世の健康問題も大切ですが、今の核の状況の中でヒロシマの役割は何か、何をやる

べきかを考えることが大切です」とずいぶん内容が異なっている。

ところが一九八六年七月二五日に単行本となって刊行された『原爆と差別』では、ここが「もちろん二世の健康問題も大切です。差別が同和のような特殊部落のようになっても困ります」と新聞の連載ではみられなかった『特殊部落』という言葉が使われていた。

この表現について、解放同盟中央本部では、八月九日『抗議ならびに要請文』を朝日新聞社社長宛に送り抗議している。朝日新聞社では、それについて出版局長の名前で八月二五日回答した。その内容は「用いられた『特殊部落』、という差別表現が、客観的かつ社会的に部落差別意識を助長、拡大するものとの指摘は当然のこととして謝罪し、本社では筆者とも相談の上、在庫および返品ルートでつかめる分については、該当箇所の訂正措置を講じた」としている。修正版では、「もちろん二世の健康問題も大切です。被差別別部落のようないわれのない差別が新しく生まれても困ります」と書き改められている。

この修正について、著者の意向がどこまで汲み上げられたものかはわからない。というのも一九八七年五月、中条一雄氏は『卓球レポート』六月号に『スポーツ時時刻々』と題した文章を載せているが、そこでも同じ表現を使っているからである。「せつかく小・中学校の頃芽生えた素質が、高校運動部という独特の伝統に支えられた特殊部落に入つてのびのびと育てられぬことが多い」といった文章である。

六月一二日解放同盟広島県連は、広島市立中央図書館と広島県教育委員会に対して口頭で『原爆と差別』、『卓球レポート』六月号の問題性を指摘、六月一七日には福岡市で開催された解放同盟

全国大会において、この事例を出版・マスコミ関係の差別事件として報告している。また六月二〇日、解放同盟広島県連では朝日新聞社の是正措置とあわせて、日本図書館協会における図書選定基準、選定の手続き、同図書の選定経過、『差別図書』を選定した責任などについて日本図書館協会に問い合わせている。

広島県公共図書館協議会では、これに関連して緊急協議がなされ、同協議会をはじめ広島県下の図書館、教育委員会が日本図書館協会への抗議文や質問を送付している。さらには、当該図書の廃棄を宣言した図書館もあった。

これに対し日本図書館協会常務理事会では、解放同盟広島県連をはじめ、各図書館からの抗議や要請に回答するとともに、選定図書の問題については『選定図書速報』第一七六五号に「同書未修正版に人権尊重の立場から、不適切な表現がございますので……資料の取扱いに際しましては十分なご配慮を」といった『お願い』を掲載している。朝日新聞社も八月一日『修正済みの同書と取替のお願い』を各関係機関に通知している。

こうした一連の動きに対して、図書館問題研究会では用語や思想、信条などを理由にして、図書を選定したり排除したりすることは図書館の自由を守る立場からすると誤りであると主張し、いわゆる『差別用語』の存在をもつて資料を排除したりすることは検閲に通ずる姿勢ではないか、除外するのであれば『差別用語』の定義を明確にすべきだといった疑問を提起している。」

以上が『事例三三選』からの引用であるがこれでは不十分なので、いくつか補足する。

八十七年七月初旬、解放同盟は、各都道府県連に対し、図書館等における本書の収集状況の調査など行政当局に対して要請するように指示している。

要請の本身は、「①図書館等における本書の収集状況 ②当該圖書の収集等に関する行政・図書館の見解の提示 ③行政から朝日新聞社への抗議文の送付」である。以後、大阪、京都、神奈川、千葉、東京などで各図書館への同書の所蔵照会などが行われた。

各地の要請は多少異なっており、例えば、千葉は「①標記の図書があるかどうか。②あった場合、閲覧についてどういう配慮をしているか、又はする予定か。③発行元の朝日新聞社に抗議と撤回の申し入れをされたい。」となっている。

東京のものは「①『原爆と差別』に記載されている表現について見解を明らかにされたい。②この本に対する今後の対策を明らかにされたい。③朝日新聞社から何等かの問い合わせがあったかどうかを明らかにされたい。」というものであった。

九月一八日、全日本自治団体労働組合（以下、自治労）中央本部は、解放同盟県連や総評部落解放中央共闘組織のない一一道県一二県本部あてに「朝日新聞社発行『原爆と差別』の差別文書に対する公立図書館実態調査と糾弾闘争について」の指示文書を出した。

この文書は図書館への所在調査とその所在が判明した時は当該図書館に朝日新聞社に抗議するように取り組めというものであった。

この文書について、私は被爆二世である自治労組合員として、所属組合の了解を取ったうえで、自治労中央本部政治局に対して「問題がある」と指摘し、調査について「考え直す」よう申し入れに行

った。その申し入れを受けて、自治労は調査の継続を断念し、内容の集約についても中止した。

一〇月二十九日、東京日比谷公会堂で開催された全国図書館大会で、「図書館の自由」分科会では、この事件について報告と論議があった。広島県立図書館の滝尾英二氏から、時系列に従っての事件の経過報告の後、「私たちの属する広島県の公共図書館協会も、この選定図書になったことの経緯をたずとるとともに、その選定図書の中に差別的な用語を含めて記述があることについて遺憾の意を表した文書を日図協に渡している。」と述べ、さらに県立図書館での扱いや取り組みについて、次のように報告している。

「六月二十六日、館内会議で取り扱いについて次のような確認をしている。修正版が出ている現状から、修正版を手に入れ、これを開架して提供していく。未修正版は、今まで開架していたが、それを開架に移す。未修正版の閲覧請求があった場合は、問題箇所があることを断った後、提供する。未修正版の貸し出しはしない。未修正版の該当箇所のコピーはしない。修正版の提供制限は一切しない。」七月二十九日に広島県公民館図書室及び公共図書館職員の研修会を開いた。部落問題についての図書館奉仕はどのようにしたらいいのかということを中心テーマにし、『原爆と差別』問題の概要について説明した。」

滝尾氏は、この問題に対する広島県の図書館の立場を、自らの思いとして三点あげている。第一点は、部落解放同盟が、「特殊部落」云々という形で部落を悪いものの代名詞として記述している図書に対して、問題提起をしていくことの問題である。これは積極的な図書館への参加であり、検閲とか圧力に当たらないものだと思う

ている。それを私たちは主体的に受けとめ、私たちの見解を定めていくことが何よりも必要である。／第二点は、特殊部落やその他の侮蔑の言葉により、被差別部落民がいかにも奥深く傷ついているか、そうした差別の現実を図書館員として十分理解し、それを図書館運営に生かしていくことが必要である。／第三点は、朝日新聞社の回収に応じていく図書館もあるが、それは絶対にするべきではない。将来、この本が市民の合意のもとに制限なしに見せられるような社会を一日も早くつくっていく努力をすべきではないか。そういう意味で、廃棄することはもつてのほかだと思ふ。」

滝尾氏は、「もつてのほか」と同書の「廃棄」を全面的に否定しているが、現実には広島県内の図書館は、同書を廃棄している。現在（二〇二一年一月一日現在）、同書を所蔵するのは、広島県立、広島市立中央、海田町立、三原市立中央、尾道市立中央、福山市立中央、北広島町立の七図書館だけである。同書が発行された時は、多くの県内の図書館が持つていた。呉市の図書館にも何冊かあつて、私自身が呉の図書館で同書を確認しているが、今は所蔵がない。その本がどうなったのかについては、市民には説明はなかつたという。

（２）図書『原爆と差別』事件と問題点と検証から

事件の概要をみてみると、『原爆と差別』が発行された時点での解放同盟と朝日新聞社とのやりとりは、「問題点の指摘」「抗議」「謝罪」「訂正・修正版発行」という、問題となつた本についての流れとしては普通のものである。翌年の『卓球レポート』事件があつて、以前の事件とともに問題視されたことから、以前よりは厳しい対応

になつたことが予想はできるが、それでも翌年の解放同盟広島県連の行動は異例なものであつた。発行元の朝日新聞社に対する抗議・要求だけでなく、その対象を日図協および図書館に対して向けていることである。

抗議した解放同盟にとって、日図協が同書を「選定図書」としたことで、多数の図書館の所蔵図書となり、修正版が出された以降も、「差別用語」が載つたままの本が書架に並び自由に貸出されていると理解した。そのことで、図書館が「部落差別を助長する」行為を行つていると受け取られたことにある。ここで、問題を複雑にしたのは、「選定図書」のことである。日図協の「選定図書」は、「良書」の「推薦図書」ではないと、私たち図書館員は日ごろから聞かされてきた。「選定図書」は、日図協が公共図書館・学校図書館・公民館図書室などの読書施設に図書情報を提供することを目的として、二〇一五年度（二〇一六年三月）まで実施してきた「図書選定事業」により選定された図書のことである。戦後間もなく新刊図書情報が乏しい一九四九年から、公共図書館に備える図書選定に参考となるようにと、新刊図書から図書館協会として「選定図書」を選び、それらの書誌情報を「選定図書速報」（第二九〇回で終了。二〇一六年三月三〇日選定・四月五日発送）で発信してきた。「選定図書」は、選定委員約五〇名が一冊ずつ目を通して選択する。その書籍の読者対象を、幼児から専門家までの八区分にわけて明示。取次会社を通じてほぼ全点の新刊見本が提供されていた。選定の点数に制限はなかつたが、毎年、全新刊出版点数の約一五〜二〇％が「選定図書」として選ばれた。

図書館は、「良書の普及機関」ではなく、「読者の知りたい要求

に「応える所」として、「良い」「悪い」という価値判断に関係なく、「資料を提供する」。「選定図書」は良書ということではなく、読者の要求に幅広く応えていくために、対応できる本のリストとして提示しているものである。でも、世間的には、そうではなかった。「日本図書館協会選定図書」は出版社の広告でも、「良書」としての「推薦図書」のように扱われ、一般の人びともそう思い込んでいた。メディアでの報道でもそう扱われることが多かった。「差別図書」を「良書」として「推薦」していると、解放同盟はそう理解したのである。差別に反対する運動に関わってきた側にとっては、それは許さざれることだった。だから、抗議・要求を日図協や図書館に向けてきたのである。

そのためか、「図書館の自由」に関して起きた事例では、これまでみられたことのないことが行われることになる。それは（特に広島県が特出しているが）、解放同盟県連に厳しく要求されたのだろうが、広島県内の図書館や広島県公共図書館協議会などがとった行動である。すなわち、県連と同一歩調をとって出版元や日図協に抗議・要求したことだ。

被差別の当事者である運動団体からみれば、差別性の明らかな「差別用語」を使った同書に対し、敏感に反応し「差別を助長する」「問題のある」本であるところとらえるのは当然だろう。そんな本が、図書館で、「良書」として「推薦」されているとは、許せない」と受け止めたことは無理もない。図書館としては、「選定図書」は「良書」でも、「推薦図書」でもなく、彼らの誤解でしかないのだが、そのことを現場の図書館では解放同盟に説明することもなかった。解放同盟の誤解を解くどころか、もしかして日図協に抗議してきた図書館

も同じように思っていたかもしれない。日図協は「差別用語を見逃した」ことは謝っているが、解放同盟からの「選定図書」「取り消し」要求には、応じていない。でも、解放同盟には「要求」を引つ込めてもらってははいない。結局「選定図書」の性格を正しく理解してもらえてはいないようだ。この事件後も、「選定図書」が「良書」の「推薦図書」と誤解され、問題とされた図書が「選定図書」だったことで、非難・批判される事例もたびたび起きている。

一旦世の中にその存在を問うた発行物は、どんなものであれ「資料」としての価値が生じるものなのである。それは、「差別図書」「問題図書」といえども、同様である。とくに、同書の場合、著者の視点は別にして、「差別」の問題を正面から扱っているものである。それを、「回収・絶版」や「修正版発行」ならいざ知らず、「問題がある」からといって、図書館から完全に「排除」していいのだろうか。「差別」の問題を正面からとりあげた「資料」ごと、抹殺してしまつて、だれの目にも触れさせなくさせてしまつては、その問題を考えてみようとしたとき、どこから資料を手に入れればいいのだろうか。現にこの本を読んで確かめたいという、差別問題の研究者からの相談を受けたが、蔵書として残してくれた図書館を紹介して、目的は達せられた。この事例からわかるように、「資料を抹殺してはいけない」のだ。

「資料の提供」を仕事とする、公共図書館の存在意義からすれば、滝尾氏の言うとおりの「もつてのほか」である。同書の「廃棄」という現実には、「図書館の自由」の原則に反するだけではなく、「差別」の問題を取り上げること自体を否定しかねないものだった。図書館は「人権保障機関」なのだが、現実には「差別」の問題と正面か

ら向かってこなかった。その姿がこの事件で露になった。口では「差別」を言いながらも、結果として「差別」に加担するようなことを、この時に広島多くの図書館はしてしまったのである。

さて、本事件で「差別図書」云々という前に、同書の中味についてほとんどの関係者が適切な評価をしていないことに触れておかねばならない。著者は、本書の執筆意図を「被爆者に対する差別をなくしたい」との思いで書いたとしているが、その言葉には原爆被爆者としての立場から嘘はないだろう。また、著者は、原爆被爆者の差別を助長しているのは、マスコミや原水禁運動だともみている。同書の「あとがき」で「繰り返し訴えたいのは、被爆者の病状や被爆実態はできるだけ正確であってほしいし、誇張したり、感情に流れることはかえってマイナスということである」と述べており、マスコミや原水禁運動を批判している。

朝日新聞社の解放同盟への回答の中で「すべての差別をなくしたい」と述べていることも、追及側は言い訳や嘘だと受け取るだろうが、著者の主観的意図ではそのつもりなのだろう。同書には、問題になった「部落差別」を助長するとされた部分だけでなく、障害者差別やハンセン病者差別と受けとられかねない記述がある。主観的には「反差別」を指摘しているはずであったとしても、差別からの呪縛から自由になり切れない、著者の一定の限界を示すものである。

だが、反差別運動で「すべての差別とたたかう」とスローガンは勇ましいけれど、現実にはそう簡単にはできるものではない。解放同盟ですら、当時、被爆者差別や障害者差別の文書を出したと、抗議・糾弾を受けている最中だったのである。

ある「差別」をなくしたいと行動し発言することが、他を「差

別」することにつながることは常にある。それが世の中なのだ。人間というものは、差別の構造から自由ではない。「差別」し「差別」される関係は、どんなところにも存在している。「差別」すること
を非難・批判しても、そう簡単になくなりはない。「差別」という問題に立ち向かうときには、一緒に考え、正面から論議し、乗り越えていこうとするのが、誠実な態度ではないだろうか。

同書で被爆二世が言ったことには「問題の部分」は、運動にかかわる被爆二世自身が発言することは絶対にあり得ない。だが、被爆二世の問題に頭を悩ます被爆者にとっては、被爆者団体の先頭にたつて運動してきた人たちも含め普通に言われていること（差別用語）は使わないにしても）だった。その現実があつたことはわかってほしい。

5. 図書『原爆と差別』そのものの問題点を考える①

〜著者へのヒヤリングから〜

私は、この事件を取り上げた論文の「付記」として、次のように述べている。

「私は一人の被爆二世として、同書が被爆二世の談話という形で、絶対に語るはずのない「言葉」を使ったことを、許すことはできない。それは、同書について朝日新聞社に抗議した被爆二世の仲間と同じである。だが、被爆者では日本被団協の代表委員であつた方が朝日新聞のインタビュー記事で、差別用語は使わないが、被爆二世問題に触れて、「同和のような差別」は困ると発言しているよう

に、被爆者の間では当然のように語られていたのは事実である。

被爆二世の談話としては捏造であったが、被爆者の談話としてはありえた。それが被爆者運動の一つの側面でもあったのだ。同書はその反映ではない。被爆者同士の中で差別はまたあるのだ。その問題を追及し、糾弾してきたのは被爆二世たちなのだ。だから、私は、著者の基本姿勢を認めるつもりはない。

でも、であるからこそ、そうした問題ある姿勢を明らかにしながら、「原爆と差別」という課題に、正面からとりくんだ同書を「抹殺」することは許されないと考える。「差別」の問題を語りあえる機会を提供してくれたものだからだ。しかし、だれ一人として、著者と被爆者差別について論議した者はいない。そのことをいまあらためて不幸に思う。」

（西河内靖泰「検証・図書館の自由 『原爆と差別』をめぐる——「差別・問題図書」の「抹殺」で「差別」はなくなるか——」『中部図書館学会誌 vol.42』二〇〇一・二）

私は、同書を「抹殺」することには批判的であつたし、「原爆」と「差別」のことを正面から扱ったこと自体は意義があると思つている。だからといって、同書が「問題のない図書」とは言つてはいない。私が最初に同書を読んだとき、自らの被爆者としての立場や体験、記者としての取材からの問題に迫る意欲は感じられるが、「差別」の問題を表面的にしかとらえられていない、「差別」の構造についての理解ができていない、社会学的な分析への言及がないなどの問題があり、満足できるものではなかつた。同書は、新聞連載をまとめたもので学術書ではないから、ある程度の限界はあることはわ

かつているが、それにしても主観的な色合いが強すぎる。自社を含むマスコミ報道や原水禁運動に反感を持つていることは隠していない。批判は当然あつていいが、そのことが著者自身の視点を歪めているように感じた。だから、だれかが著者と「原爆と差別」の問題について論議するなり、直接に聞くなりしてほしかったが、結局はだれもしていないのである。

二〇一四年九月に広島女学院大学の図書館司書・司書教諭課程の教員となつた私は、図書館学を教えるとともに、それまで取り組んできた保健医療社会学や差別問題の研究も続けた。そのひとつとして、この問題を取り上げようと思い、知り合いの朝日新聞の論説委員をおして、著者の中条一雄氏に連絡を取り、話を聴かせてもらう了解をとつた。当初は直接会つて話をするこゝろになつてしたが、この問題で著者のこゝも批判的にふれている私の著書を送つたところ、電話でのヒヤリングとなつた。二〇一五年五月ごろである。

この電話での私のヒヤリングに対し、中条氏の言葉は決してスムーズとはいえず、答えてくれないこともあつたが、だいたいは率直に答えてくれたように思う。彼からは、被爆者やその子や孫に対する「差別」に対しては強烈な「怒り」を感じたし、マスコミが原爆の被害を「誇張する」ことに「反感」を持つてることがはつきり伝わってくる。それは、自身の被爆者としての立場からみているからだろう。同書には、「障害者差別やハンセン病患者差別と受けとられかねない記述がある」と私は書いたが、彼との話からは明確な「差別意識」を持つているわけではなく、「差別」に対して一般的な批判的な姿勢を持つていることは感じられた。彼は、それまでの被爆者運動に関わる人たちと同様に、被爆者やその子や孫への（遺伝的）

影響を軽く見ようとしている。その姿勢は、障害者運動や難病患者運動に関わってきた私の感覚からすると、「障害」や「病氣」を持つている者は「差別」されても仕方がないという立場に容易にすぎなかりかねないものだ。

部被差別部落に関する「差別用語」について、「なぜ使ったのか？」

「元の自分の新聞記事原稿から使っていたのか？」と質問したときは、答えてはくれなかった。ただ、新聞記事が掲載された時に、校閲の手が入っていたことを認めていた。

また、その「用語」を被爆二世の人が言ったことにしていたが、そのことについては、まったく言っていないことを認めた。それどころか、当の人物が「同和問題」に関する話は「何一つしていない」ことも認めたのである。被爆二世は四々五人は取材したが、誰一人として「同和問題」に関する話をしていない。記事では、その人物が言ったことのみを書いたのではなく、他の人が言ったことを混ぜて談話とした。そうした記事の書き方は、新聞記者はよくやる方法だというのである。だが言ったのかは答えなかった。

そのことを聞いたときに、「ああ、やっぱり」と合点がいった。たぶん「差別用語」は使っていないだろうが（「差別用語」は著者本人だけ）、そのように語ったのは、被団協の被爆者運動家であることは間違いない。被爆二世の問題について語るときに、そう言っている人に私自身が出会ったことがある。被爆者の言葉として書かずに、「被爆二世の言葉」としたのはなぜだろうか。その理由については答えず、さらには「被爆者が言った」ともついに言わなかった。

図書館の自由の問題に取り組んできた私の立場からは、大事な証言もあつた。複数の県立図書館から、直接に著者に対し同書の

「廃棄」を通告する文書が来た。それらの図書館に対して、「図書館の自由」の立場から、「廃棄は好ましくはない」と返事を出したという。その後、実際に「廃棄」したかどうかはわからない。以上が、その時のヒヤリングの内容である。

6. 図書「原爆と差別」そのものの問題点を考える② 著者はなぜ、「差別用語」を使ったのか？

著者は、同書で「差別」の問題を扱いながら、部落問題に触れたのは、例の「差別用語」の部分だけである。「原爆」と「差別」の問題を取りあげるのに、被差別部落の被爆者のことや朝鮮人被爆者のことには一切触れていない。彼の意識は、「被差別部落民」のように「差別」されたくない。ただ、その一念ではないか。それ自体が、明確な「差別」である。

解放同盟は、この著者の姿勢を次のように批判する。

「被爆者が部落差別と同じように思われたくないとする著者の思想も、まさに差別思想そのものである、ということである。」

ここからは被爆者に対する差別意識の固定化批判についての闘いと部落差別反対の闘いが結びつき、共通して共に闘うという目標は見えてはこない。まさに分裂・分断の思想なのである。このような考え方に立つからこそ中条元編集委員は『原爆と差別』の著書の中で「差別」「差別」と言いながら、被差別部落出身者の被爆者については触れていないのである。いつ原爆病が再発するかもわからないという不安におびえながら、一方では部落差別にも悩まされ続

けている二重苦の被差別部落の民衆の差別の実態は取りあげられず、無視されている。

「すべての差別をなくそう」と言うのなら、なぜ、そこまで踏み込まなかったのか。第一、そのような視点が中条元編集委員にはなかったのではないか。被差別部落の被爆者の問題だけではない。在日朝鮮・韓国人の人びとの被爆者の問題も同様である。中条元編集委員は「おれは被爆者だ。だから何を書いてもかまわない」という高慢な間違った考え方を抱いていたのではないか。ここが問題なのである。つまり、中条元編集委員は「差別とは何か」ということが全然わかっていないのではないか。『原爆と差別』について書こうとするならば、当然、「差別とは何か」という本質的なことが理解されていなければならぬのに、単なる「被爆者としての感想」を書き綴ったところに、そもそも誤まりがあつたようである。その「感想文」を過大に評価して出版した朝日新聞社もまた罪が深いと言ふべきであろう。」

（『朝日新聞のこが問題だ！——その差別の体質を問う』部落解放同盟中央本部編集・発行、解放出版社（発売）、一九八七・一二）

ヒヤリングからは、なぜ著者が「差別用語」を使ってまで、書いたのか。本人の口からは明らかにならなかった。あらためて、解放同盟の批判を読んでみると、見えてきたものがある。

「中条元編集委員は「特殊部落」という差別語の持つ意義と、その差別性に全然気がついていないという点である。

「特殊部落」という言葉は部落民に対する、まぎれもない悪質な

差別語であり、悪の集約的表現でもある。世間の人びとは「特殊部落」という差別語を聞くだけで社会意識の中にある部落民に対する差別観念を呼び起こし、部落民に対して憎悪と反感を激しくかき立てられる性質をもっている悪の集約的表現なのである。したがって中条元編集委員が書いている文章の前後が如何に社会的に肯定されるものであつても、その「特殊部落」という言葉を使うことによつて人びとの差別観念をあり、客観的には部落差別を助長して拡大させ、再生産させる役割を大きくになっていることを中条元編集委員は深く反省してみなければならぬ。

問題は「差別が同和のような特殊部落のようになっても困ります」という表現が、著者の言う「すべての差別をなくしたい」という気持ちと、どのように結びつくのか。なぜ「同じ被爆者として共感できるその人の真情を率直に伝えるため」に、「特殊部落」という表現を、あえて使わなければならないのかということである。

朝日新聞社からの回答によれば中条元編集委員は、この「特殊部落」という言葉を差別語とは認めず「強い表現」と言い「強い表現をそのまま引用しました」と述べているという。いったい何に對して、どうして「強い表現」であるのか。「強い表現」という裏には、この言葉に對して抱く認識があるはずであろう。どう理解しているのか。そこが問題なのである。

中条元編集委員は「特殊部落」という言葉を無意識に使つたのではなく、この差別語が社会的にどのような影響を与えるかを十分に知つたうえで意図的に使つたことは明らかであり、絶対に許せるものではない。「部落差別を助長し、拡大する意図は毛頭ありませんでした」という回答文は偽りであると断ぜざるを得ない。

〔朝日新聞のここが問題だ！——その差別の体質を問う〕

どうしても、この「差別用語」を使いたかった。校閲の手が入れた新聞記事は、著者にとつて、満足がいかなかったものだった。一言で、自分の思いを伝えるためには「この言葉でなければ」と使ったのだ。でも、それは、言ってもいけないことを、広島では記事を読めば、談話の主が容易にわかる著名な被爆二世の活動家が語った言葉とした。私の質問に対し、捏造であったことを認めたが、朝日新聞をおしよりの公式な回答では認めていない。この意味について、この論稿を最終的にまとめるために考えを巡らせている時に、傍と気づいたことがある。「部落差別」と「被爆者差別」の共通点と思われることだ。

それを一言でまとめると、「血（血脈）」の問題である。部落差別で、最もその差別が出てくるのは、結婚時である。被差別部落出身者が出身者以外との結婚の話が持ち上がると、親族から反対の声が出てくることもあるが、そこでよく出される言葉で知られるのは「血が汚（けが）れる」だ。被差別部落出身者と縁続きになることで、自分たちも差別される対象になる。そのことへの恐怖から反対するのだが、縁続きとして「血脈」でつながる家系の中に取り込むことへの忌避表現として、この言葉が出てくる。また、被爆者や被爆二世への差別が顕著に出てくるのは、部落差別と同様に結婚時だ。その時に出る言葉でやはり知られるのは「血が汚れる」である。放射線の子孫への遺伝的影響に対する恐怖が、被爆者や被爆二世を忌避する。「遺伝的影響」があるとの受け止めが、遺伝の「血のつながり」を意識して、この言葉が使われる。どちらも、当事者

にとつては理不尽な言われようだが、実際によく言われることだ。理不尽ではあるが、「血のつながり（血脈）」が、差別をする者たちの論拠となつている。

著者は、このことを十分意識していたと思われる。ただ、その考え方を批判するのではなく、「血のつながり（血脈）」というものを否定できない存在のものとして受けとめていたのではないか。放射線の「遺伝的影響」を強調することが被爆者や被爆二世への差別につながる、認識を持つ人たちは多い。「遺伝的影響があることで、差別するのはおかしい」ではなくて、（遺伝的影響により）「障害」や「病氣」を持ってしまった者は「差別されて仕方がない」。著者は、その考え方を真つ向から否定できず呪縛されていたと思う。それが、同書に対して、私が感じた「障害者」「ハンセン病患者」への「差別意識」なのだろう。

被爆者や被爆二世に対する「差別」への対抗意識が強いあまり、潜在意識として、それ以外の差別を肯定してしまったのだ。同書そのものを、根本的に「差別的なもの」としてとらえた解放同盟の認識は、私にも納得できる。でも、だからこそ、同書は「抹殺」されるべきではないと思う。

7. 「差別」を学べる資料を排除することは、「差別」ではないか

解放同盟が、同書を「差別図書」と規定し、図書館からの「排除」を求めたことに対しては、図書館員としても被爆二世としても同意できない。だが彼らがそう受け取り、抗議や要求をすること自体を否定する気はない。彼らには、その権利は当然にある。しか

し、彼らに同調し、自ら「図書館の自由」の原則を踏みじり、同書を「抹殺」することに、積極的に加担した図書館の行為は認めるわけにはいかない。

同書が、日協協の解放同盟に対する回答のように「同書は、全体として被爆者の立場に立ち、その人の人権を守り差別をなくす考えで一貫されており、それなりに評価されてしかるべきものと思われず」とされるものと言いつけるか、「部落差別」「障害者差別」「ハンセン病者差別」の姿勢が垣間見え、全体がそもそも「差別的だ」とみえるものなのかは、それぞれの立場で異なる。同書を、「差別図書」と捉える解放同盟の主張にも納得できるものがある。著者の視点は、たしかに「差別的な」ものから自由ではないからだ。

でも、同書をそんなことで評価しようとすることが間違っている。図書館員の立場からは言いたい。同書は、被爆者の現状、被爆者運動の状況を反映したものであり、その視点に仮に問題があるにせよ、被爆者の立場からみた、文字どおり『原爆と差別』について書かれた貴重な資料なのである。それを「抹殺」してしまつては、被爆者に対する「差別」の現実や背景が見えなくなつてしまう。同書は、まさしく被爆者やその子孫に対する、「差別」について学ぶための資料のひとつなのであることを忘れないでほしい。「資料」の抹殺は、問題の「無関心」につながっていく。

この事件で、運動団体が発行元や日協協に抗議したこと自体を悪いとは言わないが、それに同調して、図書館が資料を「廃棄」して「抹殺」したことは、許されることではない。同書を「抹殺」した広島をはじめとする図書館の行動が、結局は「無関心」どころか、私が先の原水禁大会で実感したように、被爆者やその子孫た

ちに対する「差別」の問題を取り上げること自体をタブー視するという事態につながったように思う。

同書は、被爆者に対する差別を拡大し助長してきたのは、被爆者を利用し自らの政治的争いで被爆者を翻弄し続けてきた原水禁運動であり、それに追従し扇情的な報道を続けてきたマスコミなのだとして、そうした原水禁運動やマスコミ報道に対し、一人の被爆者の立場からマスコミ報道にかかわる者が、真つ向から批判した歴史的な本なのだ。

その後、本書のように、被爆者や被爆二世の差別の問題を正面から扱った本は、限定されたごく少数のものを除いて、一般的なものほとんど出されてこなかった。事件以前に解放同盟系の出版社から出されていた日本における差別の問題を扱った本で、被爆者・被爆二世の問題に触れていたが、民族や被爆者に対する問題表現があつたため、改訂の際に削除され、その後、取りあげられることはなかった（近年は、差別を扱った本が出されるようになった。私が編集した本もある）。

同書が、「被爆者、被爆二世に対する差別への批判に、被差別部落への差別を引き合いに出し、かつそれを被差別部落についての「差別用語」で表現することで、被差別部落に対する差別と偏見を拡大する」ことになつてしまったことは、否定しきれない事実である。

被爆者差別に反対する趣旨のはずの本が、著者自身の限界のために「差別図書」になつた。そのため、「差別意識の拡大を未然に阻止」するために、「提供」を制限するというのが抗議側の主張である。そして、さらには同書を、図書館から「廃棄」するように求めていたのである。

だが「提供の制限」ならいざ知らず、「廃棄」という行為では結果として「資料そのものの消滅」＝「差別があった」という事実の隠蔽」につながりかねない。結局、「差別」という事実から背を向けさせてしまう。それでは「差別」はなくならないし、反差別運動にとつてかえってマイナスになるのではないだろうか。

図書館としては、反差別運動側に対して、むしろ「差別」を扱った「差別図書」であるからこそ、差別の事実を示す「歴史的価値のある」資料として、「保存」され「提供」されねばならないと主張があるべきだった。「廃棄」という選択をしてしまった図書館は、どうして、そうしなかったかを答えてほしい。

本事件で、広島のある図書館は「この様な不まじめな間違つた著書は部落問題の解決に相反することになり、強く抗議し、書籍を廃棄します。」との「抗議文」を日図協に一方的に送りつけている。「資料提供」という図書館の本来的な機能をふまえながら、「差別問題」に対して誠実に対応しようとするのであれば、こんなことをするのはありえない。

「差別図書」であつても、それを素材にして、「差別の問題」を市民が論議し物事を考えるきっかけにできる。なぜ、その姿勢を持つことができないのか。そこには、差別問題をまともに論議せず、ことさら回避しようとする意思がはたらいっているのではないか。どんな理屈をつけようとも、資料の「抹殺」は「差別をなくする」ことにつながらない。タブー視するようになるのである。

とすれば『原爆と差別』事件で、広島の公共図書館たちがやったことは、果たしてどうであつたか。彼らはどう総括したのだろうか。

8. おわりに——「図書館の自由」を守るのだが、本当の「差別」のたたかい

「差別的」とされる資料であつても、それがこの現実社会の反映である以上、「抹殺」してしまつていいのだろうか。その資料がなくなつてしまえば、「差別にかかわる問題」を、社会的に検討する素材が失われてしまうからだ。資料・情報を提供し、検討する方法と機会をサードビスする図書館の役割からすれば、「廃棄」してはならないし、個人の具体的人権が侵害される事態が起こりうるような時を除いて、「制限」もないほうがよいのである。「差別的」な資料の「排除」がすすめられても、「差別」は決してなくなるのではない。それは、「差別」という事実を隠蔽し、陰湿化させるだけではないからだ。

「資料提供」という図書館の本質的機能を保障しようとする「図書館の自由」を守るたたかいこそが、同時に「差別」の隠蔽と陰湿化を許さない真の「反差別」のたたかいにほかならないのである。

そう、私は確信している。だから、自分が「図書館の自由」に関わりを持つようになった『原爆と差別』事件から学ぶことは多い。でも、今はこの事件を取り上げて論じたり、考えたりする機会はほとんどない。日図協が発行する図書館情報学テキストシリーズⅢの一冊である塩見昇編著の『図書館概論』（五訂版まで出ている）に載せられている図書館の自由に関わる事件の年表には、この事件のことは見当たらない。日図協にとつて触れたくない事件かもしれない。この論考はたぶん無視されるだろう。日図協の現・図書館の自由委員長である私にとつては、だからこそ、ここで述べておきた

いと考えた。「図書館の自由」を守るたたかいが、「反差別のたたかいい」であると私は、三〇年にわたる図書館員人生で感じていた。著者は、人権・反差別運動と一体のものとして実践してきた「図書館の自由」を、真実の情報が希求される被災状況下で改めて問いかける。「これは、私の著書『知をひろく』(青灯社、二〇一一・一〇)のオビに塩見昇・元日図協理事長が書いてくれた。この本でも、『原爆と差別』事件について論じている。本論考は、その著述をもとに、大幅に加筆・修整をしてまとめた。ここ数年、私は夏に、広島女学院大学・関西学院大学合同講座「ヒロシマと平和」の「原爆と差別」講座を担当している。きちんと「原爆の差別」の問題を考えるためにも、この論考を活かしてもらいたい。これで、受講の学生たちとの約束が少しは果たせたように思っている。

(にしごうち やすひろ)

(参考・引用文献)

- ① 「原爆と差別九——二世の思い」『朝日新聞』(東京本社発行) 一九八五年八月一六日
- ② 同『朝日新聞』(広島版) 一九八五年九月二三日
- ③ 中条一雄著『原爆と差別』朝日新聞社、一九八六年七月
- ④ 『原爆と差別』(朝日新聞社、一九八六)提供制限等の動きについて「みんなの図書館」一九八七年一〇月号、教育史料出版会
- ⑤ 『図問研あごち』No.214、一九八七年一〇月号、図書館問題研究会 愛知支部
- ⑥ 『解放新聞』No.1349、一九八七年十一月三〇日号、部落解放同盟中央本部
- ⑦ 「図書『原爆と差別』と図書館の自由」『図書館雑誌』一九八七年一二月号、日本図書館協会
- ⑧ 部落解放同盟中央本部編『朝日新聞のことが問題だ!——その差別の体質を問う』解放出版社、一九八七年一二月
- ⑨ 大宮永司著「図書館の自由に関する宣言」を擁護する一図書『原爆と差別』をめぐる——』『みんなの図書館』一九八八年一月号、教育史料出版会
- ⑩ 「第五分科会 図書館の自由の当面する課題をめぐって」『昭和六二年度全国図書館大会記録』日本図書館協会、一九八八年三月
- ⑪ 図書館を考える会編『表現』は現在を規定するか——『被爆と差別』論争・資料と総括——』図書館を考える会、一九八八年七月
- ⑫ 山中央著『新・差別用語』汐文社、一九九二年七月
- ⑬ 「図書館の自由」研究会著「差別・問題図書」と図書館——「図書館の自由」の観点から検証する——(平成七年度東京都社会同和教育研究奨励・研究報告) 一九九六年三月
- ⑭ 日本図書館協会図書館の自由に関する調査委員会編『図書館と自由 第一四集——図書館の自由に関する事例三三選』日本図書館協会、一九九七年六月
- ⑮ 西河内靖泰著「原水爆禁止世界大会に参加して」『たいどう』(荒川区職員労働組合機関紙) 二〇〇〇年三七号、二〇〇〇年九月一四日
- ⑯ 西河内靖泰著「検証・図書館の自由『原爆と差別』をめぐる——差別・問題図書』の「抹殺」で「差別」はなくなるか——」『中部図書館学会誌 Vol.42』二〇〇一年二月
- ⑰ 西河内靖泰著『知をひろく』青灯社、二〇一一年一〇月